

**平成25・26年
南陽市豪雨災害における
水 防 活 動
～次の災害に備えて～**

**平成29年12月19日
南陽市消防団**

目 次

- 第1章 災害の概要**
- 第2章 水防活動**
- 第3章 団本部の指揮**
- 第4章 後に困ったこと**
- 第5章 災害に備えて**

第1章 災害の概要

- ① 平成25年豪雨災害
- ② 平成26年豪雨災害

平成25年7月豪雨災害

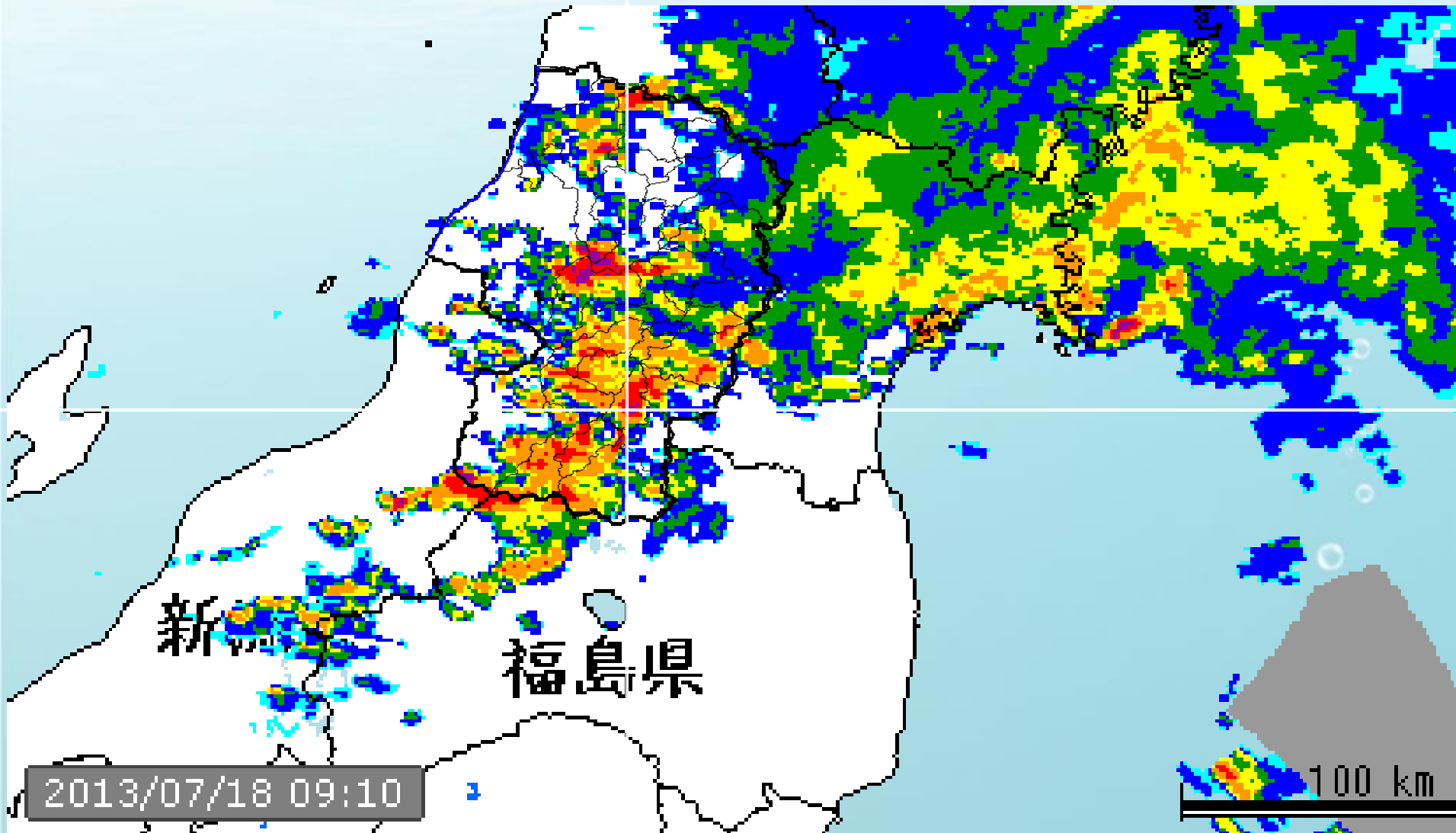
「これまで経験したことのないような大雨」。南陽市に降り続いた大雨は、吉野川の氾濫や土砂災害など、甚大な被害をもたらした。

7月17日(水)夜から降り続く大雨により、18日(木)午前0時23分「大雨洪水警報」が出された。18日(木)午前11時50分、吉野川の水位の上昇と堤防の決壊の恐れから、避難勧告を発令し、同午後0時55分避難指示に切り替えた。避難指示区域となった赤湯地区の一部では、市民約240人が避難。また、金山地区では、雨量が24時間に122mmと記録的な大雨になる等、広い範囲で床上・床下浸水などの住宅被害、田畑の冠水などの農林業への被害、市道の通行止めや一部堤防の決壊・崩落など多くの被害に見舞われた。

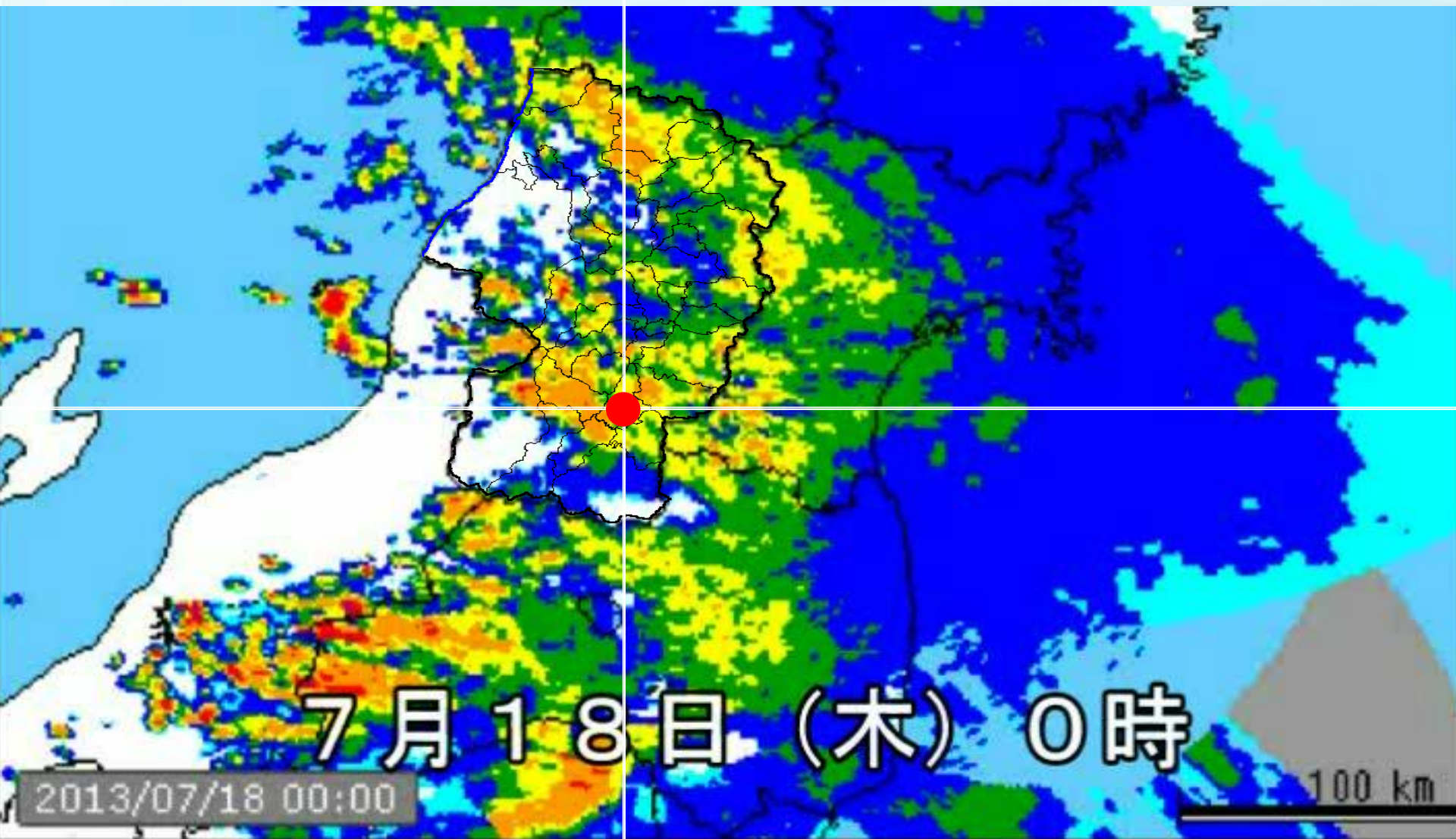
また、**22日(月)夕方**から市内には**再び大雨**が続き、同午後7時50分には織機川沿いの漆山地区の一部に、また同午後9時13分には赤湯地区の一部に避難勧告を発令。**赤湯中学校付近堤防から越水**するなど、これまでに経験したことのないような災害がもたらされた。

災害復旧に向け、吉野川沿いの吉野、金山、宮内、赤湯地区を中心に、宅内および道水路の清掃活動、被災家屋に対する援助等が実施され、また、**消防団では、被災地の巡視や積土のう工法、宅内、道水路の流木、土砂等の撤去、堆泥の清浄活動等、懸命の活動を行った。**

レーダー雨量画像（平成25年7月18日午前9時10分）

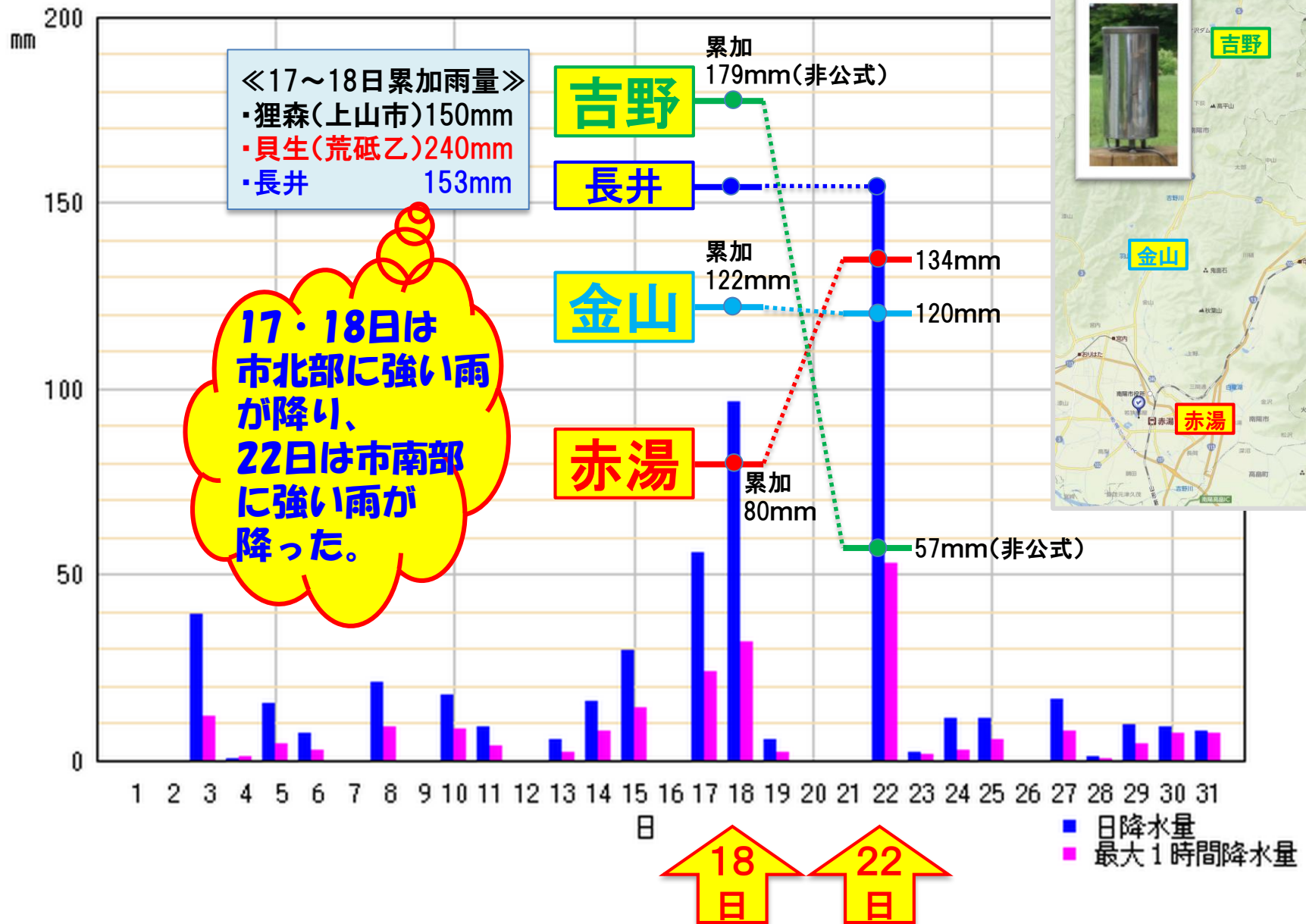


雨量レーダー動画『平成25年7月18日0時～12時』



防災情報提供センターの5分毎
レーダー雨量画像から動画を作成

平成25年7月の雨量（長井市観測点との比較）



吉野川上流に待望の観測点増設（平成27年度）

吉野川上流に観測所増設



2年連続
豪雨被害の南陽

避難の目安に県が対策

2年続けて豪雨災害が発生した南陽市の吉野川で、県は避難の目安などに役立てるため、水位を観測する新たな観測所を上流部の同市荻に増設する。豪雨時の情報把握能力を強化し、同時に進捗（しんちよく）している復旧工事と合わせて吉野川での豪雨災害対策を講じる。

水位観測所は水深を測って河川で増減する水位のデータを電波で送り、防災情

報に役立てる基地。県管理の吉野川では既に市街地の赤湯観測所（同市一色根）が設置されているが、2013、14年と2年連続で氾濫に見舞われたため、上流域となる山間部からの警戒の必要性を検討し、新たにものつ1カ所を設置することに決めた。

「洪水警戒情報提供事業」として予算は約2900万円。現在設計中で、来年4月の運用開始を目指している。これにより県河川・砂防情報システムの充実を図り、洪水予報や特別警戒水位など迅速な情報配信で、

河道の掘削など整備が続いている吉野川
＝南陽市宮内

人命保護を優先した緊急避難態勢の確立を図る。一方、復旧工事は家屋があるなど優先度の高い護岸20カ所について、今月末までの完了を見込んでおり、梅雨期までに間に合わせる。抜本的な河川整備は、2017年度の事業完に向けて現在進行中。過被災時の流量でも、安流下できるよう河道のを行っているほか、五橋りょうの掛け替えや取水施設の整備に向け、設計を進めている。県河川・砂防情報システムのメール配信の登録<http://www.kasei.ref.yamagata.jp/>ail/

山形新聞記事 平成27年6月16日

しかし、
雨量計がない。

【山形県】
レーダー雨量を活用してほしい。

【要望】
レーダー雨量では、その瞬間の雨量は把握できるが、累加雨量がわからない。

レーダー雨量を積算し、累加雨量を推定できる仕組みが必要である。

吉野川上流の被害（平成25年7月）



吉野川下流の被害（平成25年7月）



赤湯中学校付近越水



赤湯市街地冠水



赤湯花見橋から上流



赤湯吉野橋下流越水

平成26年7月豪雨災害

梅雨前線と台風8号の影響で、市内では7月9日夜から10日にかけて大雨が降り続いた。赤湯地区では1時間に54mm、金山地区では56mmと猛烈な雨を観測した。市は、9日午後11時40分に土砂災害の恐れがある金山、吉野、漆山、梨郷、中川等の一部45区1320世帯に避難勧告を発令。直後の午後11時50分には、水害の危険がある赤湯、漆山の各地区の一部17地区310世帯に避難勧告を発令した。避難所は各地区公民館など22個所に開設し、一時約860人が避難した。10日午前0時には災害対策本部を設置。午前0時50分に吉野川越水により市街地に流水し、市街地に甚大な被害を引き起こした。また、吉野川上流の法面崩壊や織機川付近の被害も甚大であった。

避難勧告は10日午前7時30分に解除されたが、県管理の吉野川と織機川の氾濫による土砂崩れや土地の浸水等を引き起こし、各地に大きな被害をもたらした。

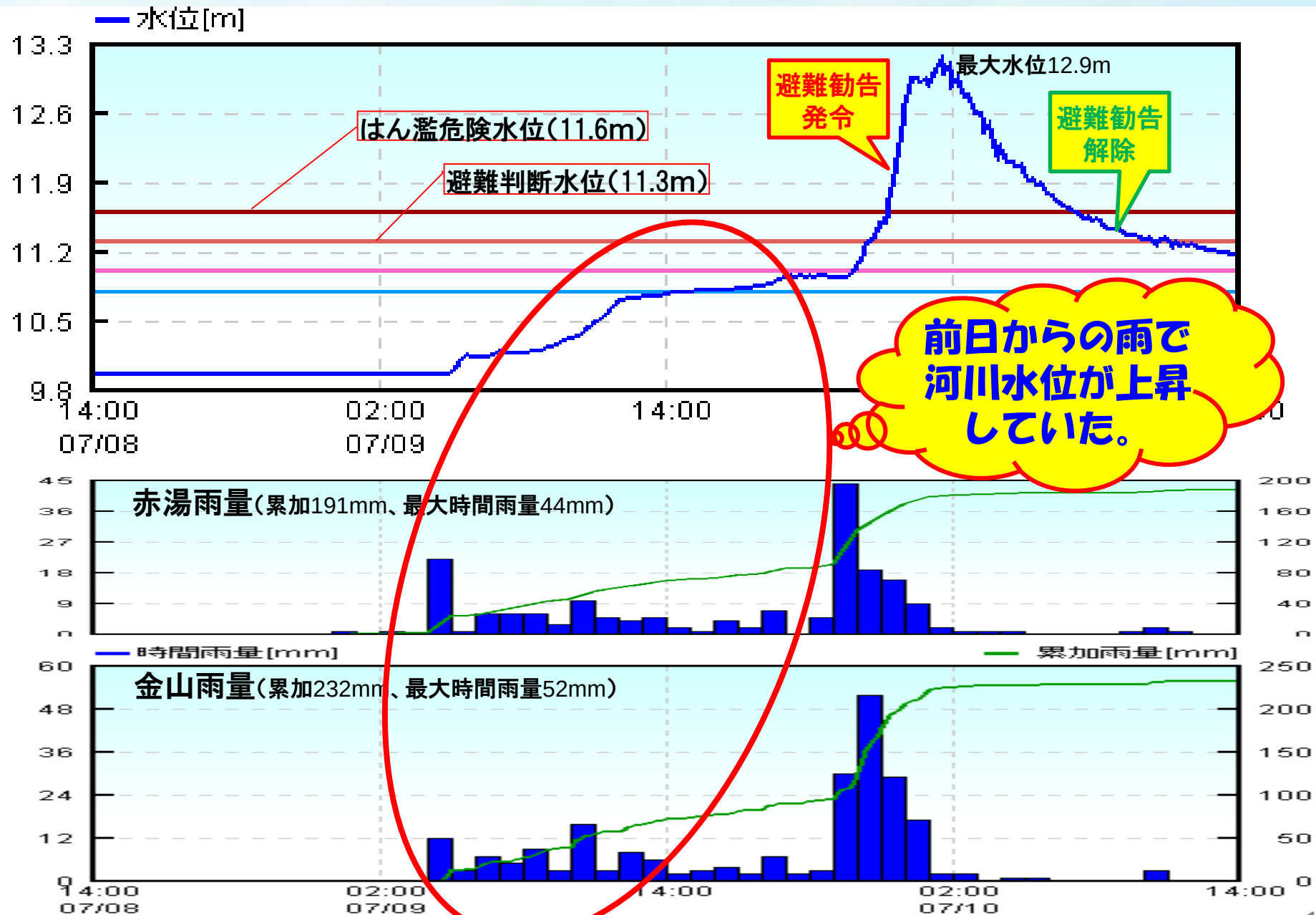
県は、7月9日付けで災害救助法と被災者生活再建支援法を南陽市に適用した。

消防団は、9日夜から巡回や積土のう工法、土砂の撤去等、深夜の危険な状況の中、懸命な活動を行ったほか、市街地から水が引いた後の清浄活動にも取り組んだ。

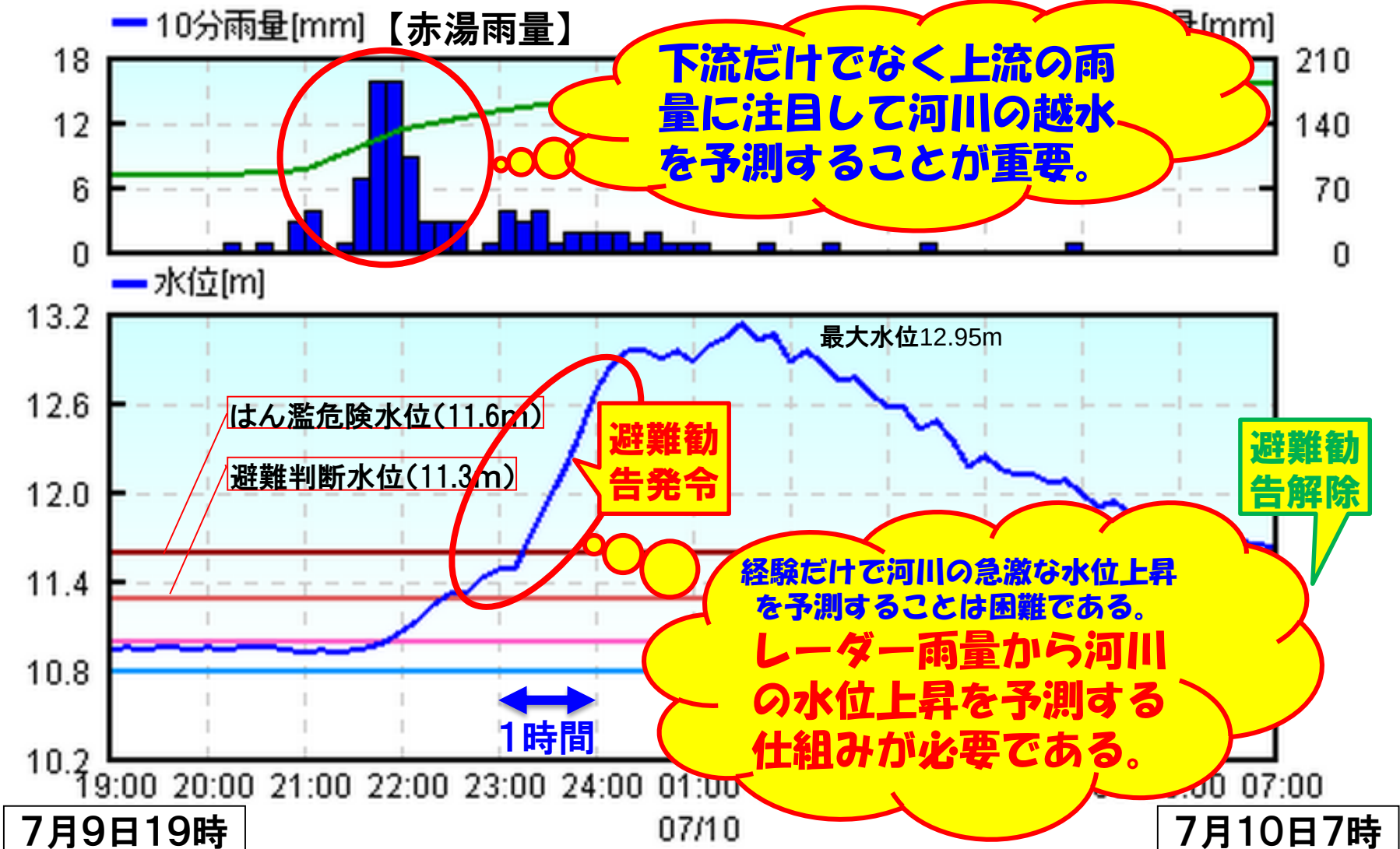
【被害の概要】

住宅全壊1件、床上浸水185件、床下浸水410件、水稻や果樹等の作物被害面積約1090ha、市道の路面欠損や法面崩壊等126路線など。

平成26年7月豪雨の吉野川(赤湯)水位と雨量



【拡大】平成26年7月豪雨の吉野川(赤湯)水位と雨量



吉野川氾濫による道路等の被害（平成26年7月）



吉野地区(居残沢)県道冠水



金山地区橋崩落



赤湯温泉街県道冠水



赤湯温泉旅館付近冠水

織機川の氾濫（平成26年7月）



越水した泥水で赤湯温泉街の旅館・飲食店にも甚大な被害



泥水が流入した旅館



営業を停止した飲食店の店先

第2章 水防活動

- ① 平成25年豪雨災害**
- ② 平成26年豪雨災害**

平成25年7月豪雨災害 出動団員数(9日間)

分 団	団員数	18日(木)	20日(土)	21日(日)	22日(月)	23日(火)	24日(水)	27日(土)	28日(日)	8月4日(日)	累 計
本 団	4	3		3	3	1					10
第1分団	93	41	8	42	37	4	3	10	10		155
第2分団	35	15	15	14	20						64
第3分団	113	30		26	64	10			25		155
第4分団	74	12		2	45	29				14	102
第5分団	86	22			51	31					104
第6分団	197	45		2	130						177
第7分団	199	106	22	101	151	62			9		451
第8分団	90	28		22	53	14			8		125
合 計	891	302	45	212	554	151	3	10	52	14	1,343
主な活動		水防活動	ボランティア活動		水防活動	水防活動	水防活動	水防活動	水防活動	水防活動	

南陽市および周辺の雨量

[mm]

地 区	測定区分	17~18日(木)	20日(土)	21日(日)	22日(月)	23日(火)	24日(水)	27日(土)	28日(日)	8月4日(日)	設置者
赤 湯	累加雨量	80	2	0	134	1	3	15	0		国土交通省
金 山		122	1	0	120	0	3	12	0		山形県
吉 野(酒町)		179			57			54			個人参考値
狸森(上山市)	累加雨量	150	0	0	65	0	6	38	12		山形県
貝生(荒砥乙)		240	0	0	138	0	5	11	1		
長 井	累加雨量	153	6	0	156	2	11	17	1		気象庁
上山中山		136	0	0	92	0	3	56	1		
高 畠		73	3	0	158	0	6	66	1		

発災直後は、消防団に「ボランティア活動」が求められる。しかし公務災害適用外に注意が必要である。
(南陽市豪雨災害ボランティアセンターは、7月18日設置、7月22日ボランティア募集開始)

平成26年7月豪雨災害 出動団員数(17日間)

(1)2時間以上の活動

分 団	団員数	8月																	累 計
		9日 (水)	10日 (木)	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (月)	15日 (火)	16日 (水)	17日 (木)	18日 (金)	19日 (土)	20日 (日)	26日 (土)	27日 (日)	29日 (火)	3日 (日)	9日 (土)	
本 団	5	4	4	3	1	1						1	1						15
第1分団	93	54	17		22	16													109
第2分団	42	22	18		12	13							10						75
第3分団	111	45	20	6	9	10													90
第4分団	73	50	36	5					18	6		5	32					9	161
第5分団	84	71	28		31														130
第6分団	195	105	84	1	1	11	6		2			1	1						212
第7分団	198	136	122	8	5	21						15	90	5	96		77		575
第8分団	90	42	37		3	17						5	11						115
合 計	891	529	366	23	84	89	6	0	20	6	0	27	145	5	96	0	77	9	1,482
主な活動	水防活動	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○						
	消防水利等		○		○	○							○					○	
	ボランティア		○	○	○	○						○	○	○	○		○		

※ 9日(水)は、10日(木)朝までの出動人員数

(2)1時間以上～2時間未満の活動(朝仕事、会議等)

分 団	団員数	9日 (水)	10日 (木)	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (月)	15日 (火)	16日 (水)	17日 (木)	18日 (金)	19日 (土)	20日 (日)	26日 (土)	27日 (日)	29日 (火)	3日 (日)	9日 (土)	累 計
本 団	5				2		3	2	2		2					2			13
第8分団	90			2	2	2						5							11

上記活動のほか近所の助け合いでボランティア活動にも参加(ボランティアセンター外)
南陽市豪雨災害ボランティアセンターの活動期間は、7月12日(土)～8月9日(土)

置広消防本部の出動人員数(南陽市管内)

(平成26年7月9日20:40～7月13日24:00)

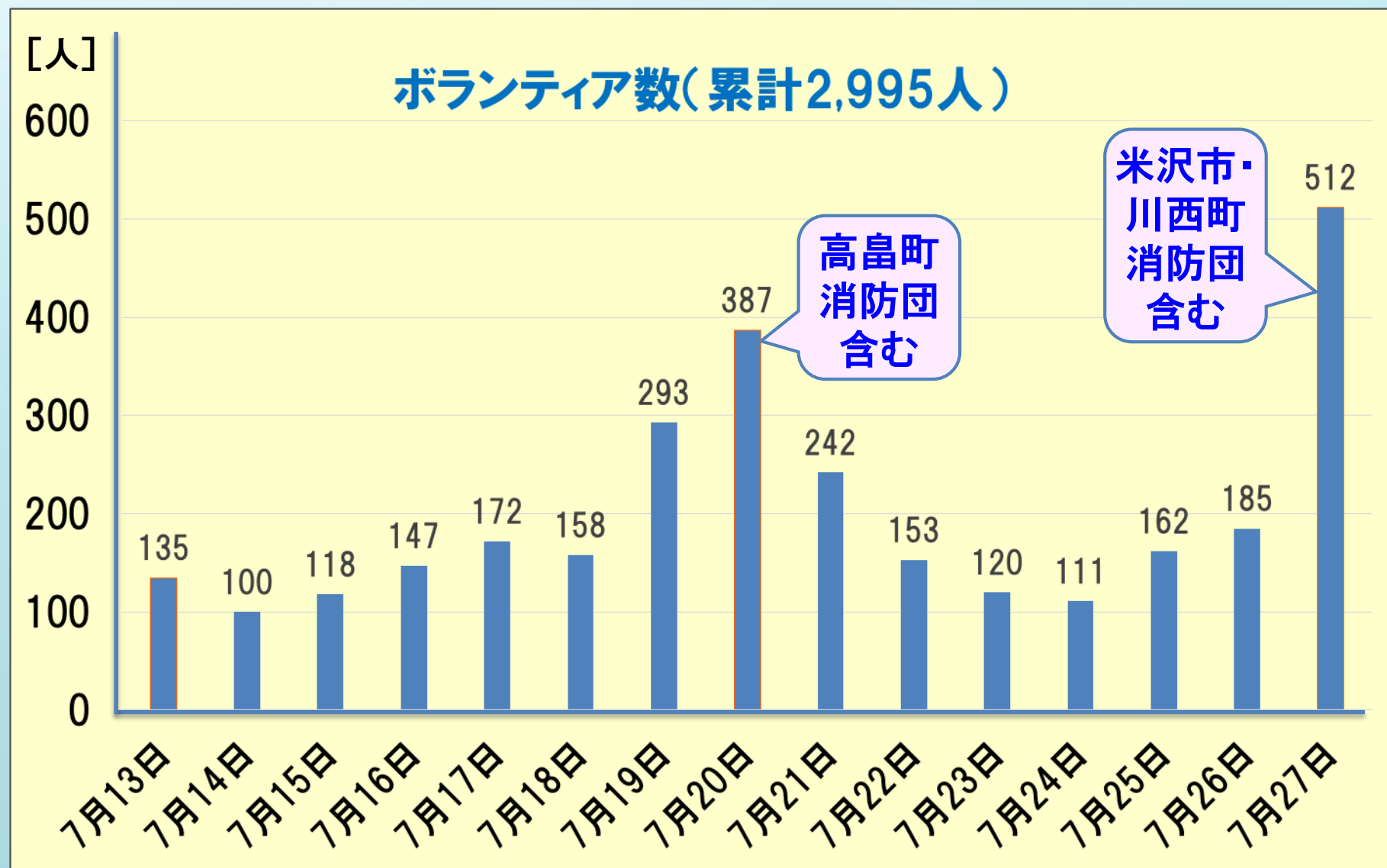
項 目	南陽署	米沢署	高畠署	川西署	合 計
出動 件数	72	20	7	8	107 件
	現場の数:80 内訳 救 助 :23(救助人数27人) その他:57(床上浸水、床下浸水、管内巡視、その他)				
出動 人員	184	71	21	22	298 人

広域消防を生かした出動体制

※7月10日8:30までは86件、251人(総数の84%)

※土のう使用数は、11,500個(消防団を含む、7月25日まで)

南陽市豪雨災害ボランティアセンターの活動人数(平成26年7月) および県消防協会東南置賜支部消防団のボランティア活動支援



ここまでやる！消防団

国土交通省東北地方整備局の大型土のう造成機を借用(平成26年)



※安全管理の課題があり、災害であっても消防団の重機運転は推奨しない。

平成26年7月11日(金)

平成25年(2回)・平成26年の連続水防箇所 (荻・東向地内)

①大量の土砂撤去



平成25年7月21日(日)



平成25年7月21日(日)



平成25年7月21日(日)

②仮設排水路、市道横断排水路確保



平成25年7月23日(火)



平成25年7月23日(火)



平成26年7月9日(水)

※安全管理の課題があり、災害であっても消防団の重機運転は推奨しない。

第3章 団本部の指揮

（平成26年を事例に）

- ① 警戒情報の伝達**
- ② 団本部の指揮**
- ③ 初動の団本部設置場所**

To: 南陽市消防団幹部
Date: Mon, 7 Jul 2014 16:33:15
Subject: 台風8号情報

2日前の
16:33

警戒情報

消防団幹部各位

お疲れ様です。

本日、台風8号の北上に伴う防災対応で市関係課の打合せがありました。
(団長出席)大型で非常に強い台風8号は7日15時現在、沖縄の南に位置し、
1時間におよそ25キロで北西に進んでいます。中心の気圧は930ヘクトパスカル、
中心付近の最大風速は50メートル、最大瞬間風速は70メートル、半径20
0キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっております。

今後の台風の予想は、さらに発達しながら北西に進み、8日は猛烈な勢力とな
って沖縄地方にかなり接近する恐れがあるようです。

**本市では12日頃と予想しておりますが、梅雨前線の北上によっては10日とも
言われております。**

市消防団では、去年の豪雨災害で河川、道路が復旧に至っていない箇所等を
始め、**今後の気象、台風情報には注意**していただきますようお願いします。

南陽消防署 管理係 安彦

To: 南陽市消防団幹部
Date: Wed, 9 Jul 2014 13:13:15
Subject: 洪水警報発令

13:13 警戒情報

8:54 警戒情報

大雨(土砂災害)警報発令

消防団幹部各位

お疲れ様です。

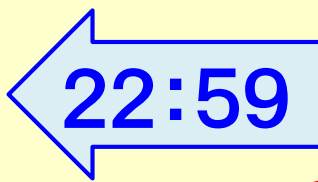
消防団長から次のような指示が発令されました。

台風8号、梅雨前線の北上により、本日7月9日、12:57に置賜地方全域に**洪水警報が発令**されました。

消防団幹部にあっては、**いつでも連絡がつくような体制**にしておいてください。なお、**大雨警報は継続**発令中です。

南陽消防署 管理係 安彦

To: 南陽市消防団幹部
Date: Wed, 09 Jul 2014 22:59:44
Subject: 水防活動状況報告について



正副分団長

副団長の高橋です。

団長、副団長は、市役所4階災害対策本部で指揮をとっています。

各分団の活動状況を副団長携帯に電話で報告すること。

1・2・3・4分団は、高
5・6・7・8分団は、不

当時、南陽市消防団に無線機がなく、
やむなくメールと携帯で指揮。

しかし、①豪雨のなかでは着信音が聞こえない
②防水スマートフォンであっても雨のなかでは操作できない
③大規模災害では電話や携帯は発信規制

平成25・26年豪雨災害初動の団本部設置場所

災 害	団本部	メリット	デメリット	解決策
平成25年	南陽消防署	消防署との連携がよい	市災害対策本部との連携に課題	消防本部から連絡係応援
平成26年	市役所4階大会議室※	市災害対策本部との連携がよい	消防署との連携に課題	副署長が市役所で連絡係
次は？	南陽消防署？	消防団無線の団本部基地局が使える	市災害対策本部との連携に課題	・市役所と消防署間にT V電話設置
	市役所？※	市災害対策本部との連携がよい	連絡・指揮に消防団無線が使えない	・市役所に消防団無線基地局設置

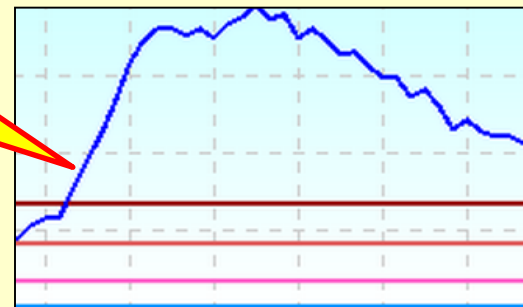
※ 市地域防災計画では、消防署長・団長は、市対策本部に参集する。

To: 南陽市消防団幹部
Date: Thu, 10 Jul 2014 00:53:39
Subject: 【返信不要】水防情報

0:53

副団長の高橋です。
返信不要です。

避難勧告
発令



吉野川の旧赤湯小付近が**越水し氾濫状態**です。

避難勧告を出しています。

各地で被害拡大中です。

第7分団長に携帯で
待避命令発令。その
他分団にはメールで
情報共有

市内全域で短時間に
多くの被害が発生し、
分団長の自律的な指揮
体制に移行した。

平成25年の豪雨災害では、被害がない分団に対し他分団の応援を命令する指揮ができたが、平成26年は市内一斉に被害が発生し、各分団は、管轄地域の水防活動に精一杯だった。

To: 南陽市消防団幹部

Date: Thu, 10 Jul 2014 02:13:00

Subject: 【返信不要】今後の雨量予測

2:13

副団長の高橋です。
返信不要です。

現場で活動中の
分団長から雨量
予測希望あり

今後の雨量予測です。

南陽市から強い雨雲は去っています。

2時30分頃から3時頃に吉野地区に少し強い雨が来ると
思います。

タブレット等を使って、雨量予測
サイトを活用できることが重要

その後の雨雲は、山形市以北を通過しますので、南陽市内の
雨量は小康状態になると見えています。

予測通りに
雨は小康状態に！

To: 南陽市消防団幹部

Date: Thu, 10 Jul 2014 02:54:01

Subject: 団員休息と各分団管内被害状況報告

2:54

副団長の高橋です。
高橋団長からの指示を送ります。

夜が明けると災害復旧活動が始まる。休息は今しかない。

消防団員は、午前5時まで休息・仮眠としてください。

**午前5時から各分団管内の被害状況を調査し、
午前6時に公民館のFAXから市役所総務課FAX40-3242へ
送信してください。**

手書きメモでかまいません。

わずか2時間の休息という厳しい命令。しかも、現場の幹部は、報告作成等で休息できない。この休息命令は課題が残った。

災害指揮に有効な団本部 I T 機器

(1) 団本部に必要な I T 機器

- ① 消防団無線機(携帯型、基地局)
- ② 消防・救急無線受令機(携帯型)
- ③ ノートパソコン、モバイルルータ
- ④ タブレット(装備の基準に追加された)

平成26年度
から整備中

団本部が市役所
のときに必要

(2) 市災害対策本部に必要な I T 機器

- ① 消防署とのTV電話
- ② 大型モニタ(PCやタブレットを接続)
- ③ インターネット回線、I P 電話(輻輳に強い)

第4章 後に困ったこと

- ① 車両損害の修理費用**
- ② 公務外活動とケガ等の補償**
- ③ 消防団員のストレス**

消防団員の自家用車等使用における損害見舞金等の課題

火災や水防等の活動現場において、**消防団員や親族が所有あるいは勤務先の自動車等(普通貨物車、小型貨物車、軽トラック)**を使用することがある。

公務活動中に車両に損害が生じた場合は、**消防団員等公務災害補償等共済基金自動車等損害見舞金支給事業により見舞金**が支給されるが以下の課題がある。

①**3万円未満および10万円を超えた分の修理費は対象にならない。**

②**勤務先(消防団協力事業所を含む)の自動車は対象にならない。**

(ただし、団員または生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等は対象になる)

消防団への軽トラック配備等により、消防団員や親族が所有する自動車を使わないことを目指すべきではあるが、大災害では自家用車使用は、やむを得ない。

対応策 ・『**水防法第二十八条の公用負担**』を適用する

・『**自家用車使用損害見舞金等の支給要綱**』整備促進

水防法(抜粋)

第二十八条

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、**水防団長**又は消防機関の長は、**水防の現場**において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、**車両その他の運搬用機器を使用**し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により**損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償**しなければならない。

山形県水防計画(抜粋)

この計画は、水防法第7条1項の規定に基づき、県内における水防管理団体の行う水防が十分行われるよう必要な事項を定める

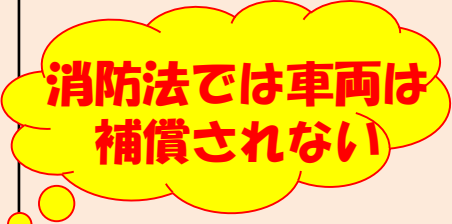
第7章 水防活動

第10節 公用負担(法第28条)

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、**水防団長**又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、**車馬その他の運搬具若しくは器具を使用**し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。(法第 28条)
- 2 上記の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長であって、その身分を示す証明書その他これらの者の**委任を受けたものにあつては、次のような証明書を携行**し、必要に応じこれを示すものとする
- 3 公用負担を命ずる権限を行使する際は、上記のような命令票を目的物の所有管理者、又はこれに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。
- 4 水防管理団体は法第28 条第1項の規定により、**損失を受けた者に対し時価により、その損失を補償**しなければならない。(法第28条第2項)

参考)平成26年の水防法改正により、「車馬」を「車両」に、「運搬具若しくは器具」を「運搬用機器」に改められた。

水防法(第28条)と消防法(第29条)の公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補償等
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため 緊急の必要 があるとき 	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、 車両その他の運搬用機器を使用 し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその 損失を補償 しなければならない
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のため やむを得ない と認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	 損害を受けた者からその損失の補償の 要求があるときは 、時価により、その損失を補償するものとする。
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために 緊急の必要 があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる	
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために 必要 があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	

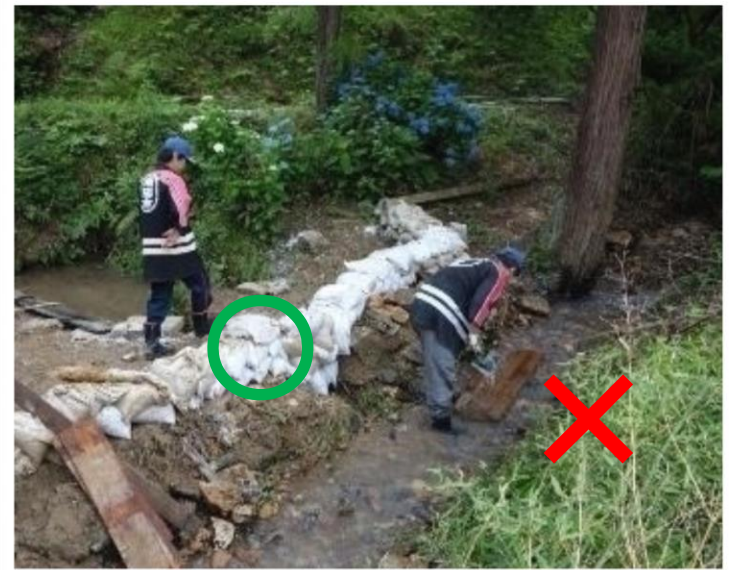
消防団員の自家用車使用損害見舞金等の支給要綱(例)

制定年月	名 称	概 要
平成25年 10月	亀岡市消防団員の公務 遂行中における車両等損 害見舞金支給要綱	消防団員が公務遂行中に使用した私用車 に損害が発生した場合に、その損害に対す る見舞金を支給する。
平成23年 12月	須坂市消防団員自家用 車の公務使用取扱要綱	公務使用車が毀損した場合その修繕に要 する経費相当額(消防団員等公務災害補償等共 済基金の自動車等損害見舞金が生ずる場合には、 当該支給額を除いた額)は、市が負担する。
平成23年 9月	南会津町消防団員の公 務遂行中における車両損 害見舞金支給要綱	消防団員が公務遂行中に使用した私用車 に損害が発生した場合に、その損害額に対 して見舞金を支給する。
平成18年 10月	さつま町消防団員自家用 車等見舞金支給規程	消防団員が消防団活動に自家用車等を使 用し、当該自家用車等に損害が発生した場 合にその損害に対して見舞金を支給する。
平成17年 10月	佐伯市消防団員の公務 遂行中における車両損害 見舞金支給要綱	消防団員が公務遂行中に使用した私用車 に損害が発生した場合に、その損害に対し て見舞金を支給する。

公務災害として取り扱われる消防団の代表的な業務

NO	項 目	内 容
1	火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒(鎮火後の警戒を含む。)等
2	火災の予防、警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒、花火大会等における警戒等
3	救助に関する業務	水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の搜索等
4	地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、災害発生時における連絡業務、雪国における独居老人宅等の除雪等 消防団(水防団)の活動範囲には制約がある
5	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務	武力攻撃事態等における避難住民の誘導等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第62条、第66条等)
6	地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、祭り、イベント等での警戒、会場整理、スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発等
7	消防団の庶務の処理等の業務	業務計画の策定、経理事務、団員の募集、広報誌の発行等
8	その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

消防団の公務？／公務外？ もしケガしたときは？



山形県作成の消防団員募集リーフレット(平成27年度版)



地域の防災ボランティア



消防団員募集中

消防団はあなたの力を必要としています。

消防団とは

- 消防団は各市町村に設置
- 消防署の消防職員と
- の精神に基づき
- 最近では女性も
- 消防団員数

活動で負傷した場合、公務災害補償の対象となります。

入団の概要

消防団の入団資格は、各市町村の条例で定められており、各市町村に居住しているか、または、勤務している方なら男性でも女性でも入団できます。(詳しくは、裏面の各市町村の消防団担当課にお問い合わせ下さい。)

主な待遇

- 条例・規約に基づいて年額報酬(数万円程度)と災害活動または訓練に出動した際の出勤手当(一回あたり数千円程度)が支給されます。
- 万が一、活動で負傷した場合、公務災害補償の対象となります。
- 勤続5年以上で退職した場合には、退職報償金が支給されます。
- 被服が貸与されます。
- 表彰制度があります。(山形県では勤続5年以上、7年以上、10年以上、15年以上の消防団員を表彰しています。)

山形県

消防団の活動とは



公務災害補償の対象になる?



詳しくは、お住まい、お勤め先の市町村役場または消防署までお問い合わせ下さい。

山形市	山形市消防本部総務課	023-634-1199
米沢市	総務課危機管理室	0238-22-5111
鶴岡市	消防本部	0235-22-8320
酒田	酒田地区広域行政組合消防本部	0234-61-7115
新庄市	新庄市環境課	0233-22-2111
寒河江市	総務課危機管理室	0237-66-2111
上山市	上山市消防本部	023-672-1190
村山市	村山市消防本部	0237-55-2514
長井市	西置賜行政組合消防本部	0238-68-1212
天童市	天童市消防本部	023-654-1191
東根市	東根市消防本部	0237-42-0134
尾花沢市	尾花沢市消防本部	0237-22-1131
南陽市	南陽市危機管理課	0238-40-3211
山辺町	総務課危機管理室	023-667-1119
中山町	総務課企画課	023-662-4899
河北町	環境防災課	0237-73-2111
西川町	総務課	0237-74-4404
朝日町	総務課	0237-67-2111

大石町	総務課	0237-62-2187
民権町	総務課	0237-35-2111
金山市	総務課危機管理室	0233-52-2111
最上町	総務課危機管理室	0233-43-2111
舟形町	総務課	0233-32-2111
真室川町	総務課	0233-62-2111
大蔵村	危機管理課	0233-75-2170
桂川町	住民生活課危機管理室	0233-55-2111
戸沢村	危機対策課	0233-72-2111
高島町	総務課	0238-52-1505
川西町	置賜広域行政事務組合消防本部	0238-42-3700
小国町	西置賜行政組合消防署小国分署	0238-62-2154
白鷹町	西置賜行政組合消防署白鷹分署	0238-85-5242
飯豊町	西置賜行政組合消防署飯豊分署	0238-72-2340
三川町	総務課	0235-35-7010
庄内町	総務課	0234-56-3395
遊佐町	総務課	0234-72-5895

消防団に関する詳しい情報は…… 山形県 消防団

検索

<http://www.pref.yamagata.jp/kurashi/bosai/shobo/6020072syobodan.html>

リサイクル適性
このリーフレットは、回収時の紙へリサイクルできます。

消防団が参加する地域安全(防犯)活動の制約(1/2)

※消防団が協力できる防犯活動には法令上の制約がある

根拠となる法令	総務省消防庁消防課長通達(平成16年)の内容	消防団の業務	法被や活動服の着用	公務災害補償
消防組 織法 (昭和2 2年法 律第22 6号)	防犯パトロール及び防犯広報活動等の 防犯対策並びに交通事故防止 に係る広報啓発活動等の交通事故防止対策については、消防団の業務ではない。	×	—	—
	1 消防機関の活動の一環として、 防火に関する地域パトロール又は広報活動 を消防団が 警察機関と合同で実施 する活動は、消防団の業務として認められる。	○	○	○
	2 防犯対策又は交通事故防止対策のみ を実施する活動については、消防団の業務と認められないことから、協力を行う場合は、個々の団員の自主的判断によることとし、この場合、団長など上司による 参加の推奨 、団員による 公権力の行使 は行わないこと。また、消防団の業務でないの で、個人の自主的判断により協力する場合も、団員への 公務災害補償 は適用されず、 制服の着用 も認められない。	×	×	×
	3 消防団が 火災予防の広報を行う際に、付随的に防犯・交通事故防止等 に触れることは差し支えない	○	○	○

消防団が参加する地域安全(防犯)活動の制約(2/2)

(消防団員等公務災害補償基金ホームページより抜粋)

項 目	内 容
1.消防団の代表的な業務(抜粋) (「消防力の整備指針」第38条第1項)	3.救助に関する業務 水難・山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の搜索等 6.地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務 応急手当の普及指導、<u>祭り、イベント等での警戒、会場整理、スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発等</u>
2. 個別事例(抜粋) 公務として取り扱われた主な事例を例示 《公務災害認定の基本的考え方》 公務災害に該当する(公務上)か、該当しない(公務外)かは、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるか否かにより判断する。	・花火大会等における警戒等 <u>花火大会、祭礼、イベント等での火災警戒、会場の整理等は公務</u>として取扱われる。また、<u>行事開催中の会場整理、会場の準備・後始末についても、これに準じて、公務</u>として取り扱われる。 ・水難、山岳救助活動 遭難船舶での救出活動・行方不明者搜索や山岳遭難等における<u>救助活動は、公務</u>として取り扱われる。 ・行方不明者の搜索活動 山菜採り等災害によらない行方不明者の搜索は、<u>市町村長の要請により団長の命令で出動し、その搜索活動に従事した場合は、公務</u>として取り扱われる。 ・地域安全活動への参加活動 消防団が、消防機関の活動の一環として、<u>防火に関する地域パトロール又は広報活動を警察機関と合同で実施する場合は、公務</u>として取り扱われる。また、消防団が火災予防の広報を行う際に、付随的に防犯・交通事故防止等に触れることは、差し支えないとされている。(平成16年2月13日消防庁消防課長回答)

消防団員公務外活動のケガ等補償の課題

- 公務外の活動が不可欠なときは、**ボランティア保険等**に加入し、保険料は市負担を求める。
- ボランティア保険を上回るケガの治療費等は、団員の互助で解決する。

補償金額（保険金額）

補償金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金		1,200万円 (現金額)	1,800万円 (現金額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院日額		4千円	6千円
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (法人・代表者共済)		5億円 (現金額)	5億円 (現金額)

保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ* (基本タイプ+地震・噴火・津波)		460円	690円

*天災タイプでは、天災（地震・噴火・津波）に対応する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合には対象になりません。

◆補償期間の途中で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。

◆途中でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更はできません。

◆ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。

◆複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。
お1人申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認の上、お申し込みください。

全国社会福祉協議会のボランティア保険

- ✓ 自発的意思による活動で、社会福祉協議会に届け出た活動が対象になる。
- ✓ 保険料が安い(300円/年)ため、補償(通院4,000円)が小さい。

**水防活動の後に
こんなストレスも**

消防団員のストレス

消防団の活動にご理解とご協力をお願いします

7月の豪雨では、羽越水害以来の大きな災害に見舞われました。消防団ではこの間、雷雨の中での巡回や土のう作り、排水、避難誘導等、危険な状況下で懸命の活動を行ったほか、水路にたまった流木や土砂等の撤去、被災された家屋の堆泥清掃ボランティア活動も行いました。7月の水防活動で使った土のうは5000袋を超え、また、出動した団員数は、延べ1343人にもおよびます。

消防団は、自らの仕事を休んで活動を行っており、この度は自身が被災者となった中で活動した団員もいました。市民の方々から様々な声が寄せられましたが、団員一人ひとりが精一杯の活動を行っておりますことをご理解ください。

今後も、「自分の住む地域は自分たちで守る」という強い使命感を持ち、消防団活動を行っていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

「市報なんよう」
平成25年9月1日号

消防団は、自らの仕事を休んで活動を行っており、この度は自身が被災者となった中で活動した団員もいました。

市民の方々から様々な声が寄せられましたが、団員一人ひとりが精一杯の活動を行っておりますことをご理解ください。

こんなことも！

「市報なんよう」平成25年8月1日号

支え合うところ



土砂の撤去作業

7/18南陽市豪雨災害ボランティア設置されました。

連日、市内外から多くの皆さまの参加協力をいただき、土砂の運び出しや、浸水した家屋の片付けなど被災者の生活復旧のための活動にご尽力をいただいています。



土砂の撤去作業



家屋床下に残る泥出し作業



市内外から駆けつけてくれた多くのボランティアの皆さん

From: 危機管理課 kikikan@city.nanyo.yamagata.jp

Date: Sun, 21 Jul 2013 21:01:52

Subject: [kanbuml:00064] 豪雨災害の復旧活動に対する御礼について

南陽市消防団の皆様

南陽市危機管理課です。

いつもお世話になっております。

大勢の被災した市民の窓口
になり、大変なストレスの
なかで消防団への気づかい

この度の豪雨災害に係る復旧活動、**お疲れ様でした。そして、本当に
ありがとうございました。**

各分団より活動計画や報告をいただき、先ほど、高橋副団長からまとめの報告を
いただきました。20日(土)、21日(日)の2日間、延257名の団員の方々から土砂
の撤去作業や洗浄、土のうづくりなどの活動をいただきました。

各地区長から、消防団の活動に対しての感謝の言葉がよせら
れております。

被災地においては、まだ復旧は始まったばかりではありますが、今後とも地域の復
興のためご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(以下略)

危機管理課職員一同

第5章 災害に備えて

- ① 防災ポータルサイトの整備
- ② 消防団無線の整備
- ③ 雨衣・救命胴衣等の整備
- ④ 自主防災組織等との連携
- ⑤ 安全最優先の水防活動

南陽市消防団 防災ポータル・サイト（携帯版）

<http://nanyo-syobodan.jp>

雨量や川の水位 交通情報も閲覧

南陽市消防団がサイト開設

南陽市消防団は、市内に
関連する防災情報へのアク
セス窓口となる携帯電話用
防災ポータルサイトを1
日、開設した。市内の雨量



- 幹部紹介
- 消防カンパ
- 防災電話帳
- 天気予報
- 警報/雨量/水位
- 掲示板
- 活動マニュアル
- 災害伝言サービス
- 防災リンク集
- 広域消防本部
- 南陽消防署

このQRコードのURL
nanyo-syobodan.jp



Copyright (c) All Rights Reserved.

①ポータルサイトを開設した高橋義昭さん（南陽市
消防団副団長の職務を兼ねる）
②南陽市消防団の防災ポータルサイトのトップページ

防団員が迅速に行動できる
ようにと設けたサイトを、
市民に役立つ情報も加えて
広く利用を呼び掛けてい
く。
サイトを作成したのは市
消防団副団長を務める団体
職員高橋義昭さん（55）同
市狹。所属する第1分団は
2004年の大雨被害をき
つたに、独自にポータル
サイトを作りスムーズな連
絡態勢を構築してきた。東
日本大震災を契機に、団全
体に運用を拡大しようと高
橋さんが提案。内容もリニ
ューアルした。
内容は、市内の雨量や警
報、地震情報などのほか、
鉄道、バスの運行状況、市
内行政施設の電話番号一覧
など。県ホームページなど
外部サイトのリンクで南陽
市内の関係情報にすぐアク



南陽市消防団・防災

- 1 消防カンパ
- 2 防災電話帳
- 3 天気予報
- 4 警報/雨量/水位
- 5 活動マニュアル
- 6 災害伝言サービス
- 7 防災リンク集
- 8 広域消防本部
- 9 南陽消防署

このQRコードのURL
nanyo-syobodan.jp



Copyright (c) All Rights Reserved.

防災電話帳

- 火災情報(広域)
[0238-21-1191](tel:0238-21-1191)
- 火災情報(南陽)
[0238-49-2119](tel:0238-49-2119)
- 災害情報(南陽)
[0238-40-3001](tel:0238-40-3001)
- 広域消防本部
[0238-23-3107](tel:0238-23-3107)
- 南陽消防署
[0238-43-3500](tel:0238-43-3500)
- 南陽市役所
[0238-40-3211](tel:0238-40-3211)

警報/雨量/水位 (県河川砂防情報リンク)

- 警報・注意報
- 現在雨量
[小滝 金山 赤湯](#)
- 水位
[荻 赤湯 小岩沢 漆山](#)
- レーダー雨量(国交省)
[山形 東北 全国](#)
- 県河川砂防情報トップ

[戻る](#)

災害が発生した
ときは、団員自ら
が刻々と変化する
気象情報を把握す
ることが重要。

地域防災に役立
つ情報に誰でも簡
単にアクセスでき
る防災ポータルサ
イトを開設。

山形新聞記事
平成24年4月3日

セスできるようになってい
る。災害時の団員の行動マ
ニュアルや分団ごとの幹部
紹介ページも設けた。
高橋さんは「手作りだが、
で見たいはシンプルな、
災害発生時以外にも日常に

役立つ情報が載っている。
気軽にアクセスしてほし
い」と話す。携帯電話のほ
かパソコンからアクセス可
能で、利用は無料。アドレ
スは<http://nanyo-syobodan.jp>

南陽市消防団 防災ポータル・サイト (PC/スマホ版)

13:09

nanyo-syobodan.jp/sp/



南陽市消防団・防災ポータル

- 1 消防カレンダー
- 2 防災電話帳
- 3 天気予報
雨雲ズームレーダー
GPV気象予報
- 4 警報/雨量/水位(携帯版)
小滝雨量 金山雨量 赤湯雨量
荻水位 赤湯水位 織機川水位
小岩沢水位
- 5 活動マニュアル
- 6 災害伝言サービス
- 7 防災情報リンク集
- 8 防災に役立つスマホアプリ
- 9 災害の記録
- 10 広域消防本部
- 11 南陽消防署

このポータルサイトのリンク先は、
<http://nanyo-syobodan.jp> です。
Copyright (c) 南陽市消防団 All Rights Reserved.

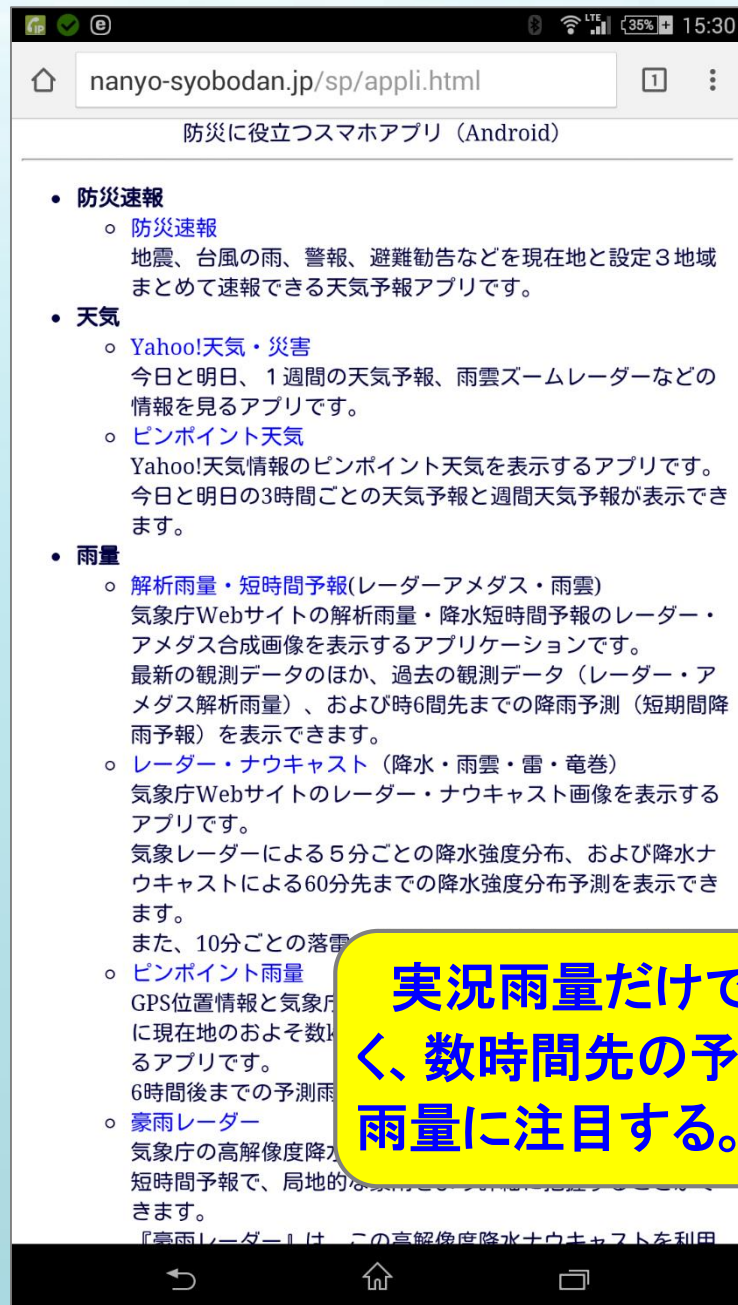
16:34

nanyo-syobodan.jp/sp/link.html

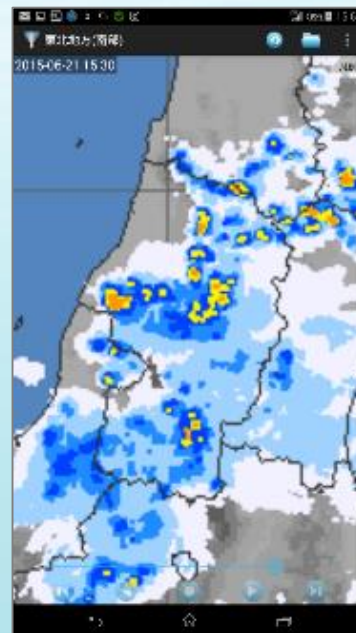
防災情報リンク集

- 南陽市
 - 南陽市 防災・消防 公式Facebook
 - 小滝雨量 金山雨量 赤湯雨量 (山形県)
 - 荻水位 赤湯水位 織機川水位 小岩沢水位 (山形県)
 - 吉野川(赤湯)はん濫警戒情報 織機川はん濫警戒情報 (山形県)
 - 土砂災害警戒システム (山形県)
 - 国道13号南陽ライブカメラ 鳥上坂 赤湯こ線橋 岩部山トンネル (国交省)
 - 国道113号高梨ライブカメラ 幸来橋 (国交省)
 - 最上川宮崎ライブカメラ 鬼面側合流点(上流) 下田水位観測所(下流) (国交省)
 - 南陽市の天気 雨雲ズームレーダー (Yahoo! JAPAN)
 - 南陽市の天気 (BIGLOBE/ウェザーニュース)
- 山形県内
 - 防災情報(山形県) 山形地方気象台 (気象庁)
 - 山形の河川防災情報 (国土交通省)
 - 川(山形)の防災情報 (国土交通省)
 - 山形河川国道事務所気象情報
 - 山形県河川砂防情報 (山形県)
 - こちら防災山形! 山形県防災学習館 (山形県)
 - 置賜広域行政事務組合消防本部
 - 西置賜行政組合消防本部 災害情報公式twitter
- 消防・防災行政
 - 内閣府(防災)
 - 国土交通省災害情報 防災情報提供センター (国土交通省)
 - 防災気象情報 (気象庁)
 - 消防庁 消防団 消防大学校 (消防庁)

防災に役立つスマホアプリ



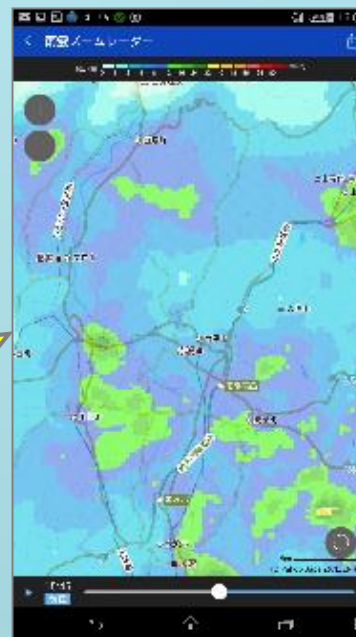
実況雨量だけでなく、数時間先の予測雨量に注目する。



解析雨量・短時間予報



レーダー・ナウキャスト



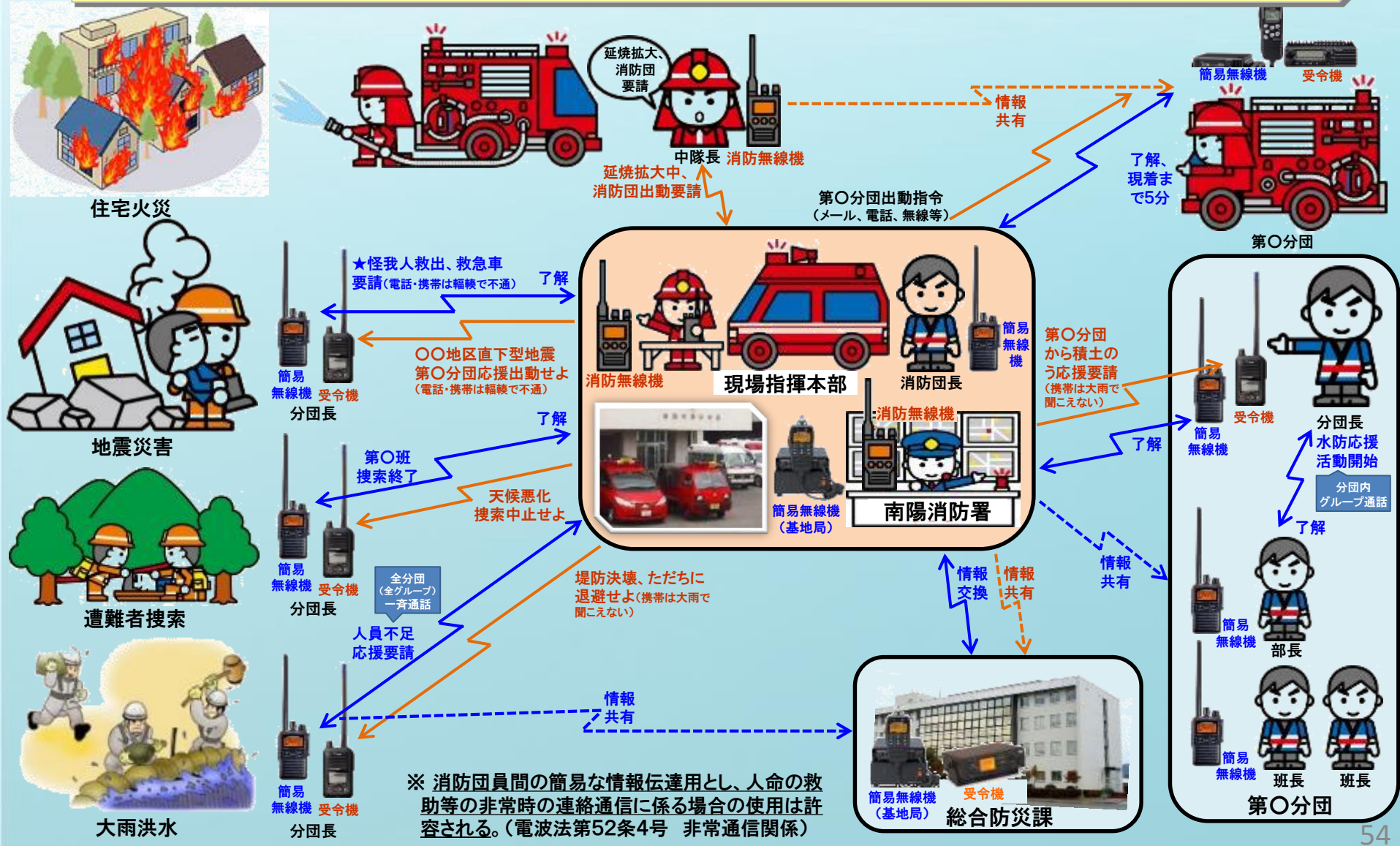
雨雲ズームレーダー



X Band MP Radar

南陽市消防団のデジタル無線運用(イメージ図)

- ① 災害情報の伝達・指令や災害情報の変化、活動危険情報等は受令機で受信する。
- ② 簡易な連絡はデジタル簡易無線機で行う。(電波法遵守※)また電話(携帯)やメールを併用する。
- ③ 地震・大雨等の非常災害が起きて他に連絡手段がないときはデジタル簡易無線機を使う。



デジタル消防(救急)無線受令機／デジタル簡易無線機の外観

携帯局

受令機

オプション構成
・ケース
・ショルダ
ストラップ
・耳かけイヤホン
・急速充電器
・ACアダプタ
・電源供給
アダプタ



アイコム
IC-R60FD
56W × 97.5H × 35Dmm
重量約300g

無線機

オプション構成
・防水スピーカ・
マイク
・キャリングケース
・ショルダストラップ
・急速充電器
・ACアダプタ



八重洲無線
VXD450V
56W × 96H × 39Dmm
重量約285g

車載局

受令機



アイコム
IC-R6000FD
175(W) × 25(H) × 170(D)mm

無線機



八重洲無線
VXD4500V
124.0(W) × 24.9(H) × 153.8(D)mm

基地局

無線機

第1電波
工業(株)
型番:150MV II
全体長:約2.8m
重量1.04Kg
利得:6.0dBi



南陽消防
署訓練塔
19m鉄
塔と高利
得アンテ
ナにより
山間部ま
での通信
エリアを
確保



基地局電源付

南陽市消防団の多様な通信手段の確保

分 類	通信手段	現 状	課 題	通常活動	大規模災害	山間部対応	初期投資	運用費用	備 考
電 話	電 話(署)	○	輻輳に弱い	○	× (輻輳)	—	既設	○	非常用発電機あり
	携 帯(個人)	○	輻輳に弱い	○	× (輻輳)	△	個人	個人	長時間停電で停波
	順次指令(本部・署)	○	輻輳に弱い	○	× (輻輳)	—	既設	○	幹部は消防本部
	テレホンサービス	○	話中、即時性	△	× (輻輳)	—	既設	○	広域消防本部提供
無 線	消防受令機(デジタル)	○	副分団長配備	○	○	○	○	◎	プライバシー保護
	消防団無線(デジタル)	○	部長配備	○	○	○	○	○	150MHzで山間部対応
	特定小電カトランシーバ	△	通信距離が極めて短い	△	△	○	◎	◎	班内の活動用
	スマホ・トランシーバ	なし	現場で音量小さい	○	○	△	○	○	導入研究中
音 声	防災行政無線(同報系)	○	音達エリア	○	○	○	×	×	長時間停電に弱い
	消防団緊急伝達システム	○	サイレン市街地騒音	○	○	○	○	◎	新設は防災行政無線
メール	eメール(署)	○	土日祝・夜間対応	○	△ (輻輳)	—	○	○	非常用発電機あり
	携帯メール(個人)	○	迷惑メール設定	○	△ (輻輳)	△	個人	個人	長時間停電で停波
	緊急指令メール(本部)	○	活動中の情報なし	○	△ (輻輳)	—	○	○	非常用発電機あり
Web	防災ポータルサイト	○	即時性	○	○	△	○	○	

雨衣・救命胴衣・軽トラックの整備

(1) 雨衣

消防団の災害時における団員の**身体を保護**し、任務遂行に資するため、耐久性、機能性、快適性および視認性に優れた雨衣を整備中。(三か年計画)

(2) 救命胴衣

消防団員の任務遂行に際し、**安全を確保**するため国土交通省船舶等型式承認を受けた救命胴衣を整備する。

自動車ポンプ(10台)、積載車(8台)、軽四輪積載車(13台)、軽トラック(4台)に各2着を配備済み。

(3) 資材運搬用軽トラック

災害(火災・水防)のときに**資材運搬**に使う軽トラックを年次計画で整備中。

自主防災組織の避難訓練行動シナリオと消防団の連携（例）

区 の 行 動

市役所から区長に電話で避難準備・高齢者等避難開始を発令。

区長：区会議員を公民館に非常招集、地区長に電話で避難誘導を指示、**第〇分団長に広報・避難誘導を要請**

地区長：防災行政無線で隣組長を非常招集
隣組長：各地区会館等に一時避難所を開設

地区長：防災行政無線で独居高齢者や避難行動要支援者の避難を広報、民生児童委員と情報交換
隣組長：安否確認および避難誘導（**消防団管轄班と協力して2人以上で行う**）

区長（区会議員）：地区長に全世帯避難行動を指示
地区長：防災行政無線で全世帯に一時避難所への避難を広報
隣組長：全世帯に避難行動を指示・誘導

避難者：**避難者カード記入（地区長管理）**
隣組長：避難状況と安否確認結果を地区長へ報告
地区長：区長へ電話で報告
区長：市災害対策本部へ報告

地区長：地区内訓練了宣言、指定緊急避難所（吉野公民館）へ移動し訓練結果報告
区長：市災害対策本部へ報告

区長：市災害対策本部へ訓練終了・解散を報告

区長：訓練終了を宣言

大雨・洪水
警報発令

8:00

防災行政無線放送
電話連絡
緊急エリアメール

避難準備・
高齢者等
避難開始

広報・避難
誘導

8:30

防災行政無線放送
サイレン吹鳴
緊急エリアメール

避難勧告

9:10まで

被害・避難情報
第1報（速報）受け

一次（一時）
避難

被害・避難情報
第2報（最終）受け

二次避難

9:30

防災行政無線放送
緊急エリアメール

避難勧告
解除

訓練終了

《避難場所の違い》

- 一時避難所
危険回避のために一時的に避難する場所（支援物資は届かない）
- 緊急避難所
一時的に避難生活を送る場所（支援物資が届く）

南陽市の活動

自主防災組織の避難カード例

(地区長が保管し消防団は個人情報管理しない)

介護

↑ 介護認定を受けている方は、○を付けて山側に折ってください

荻区・避難者カード (記入例)

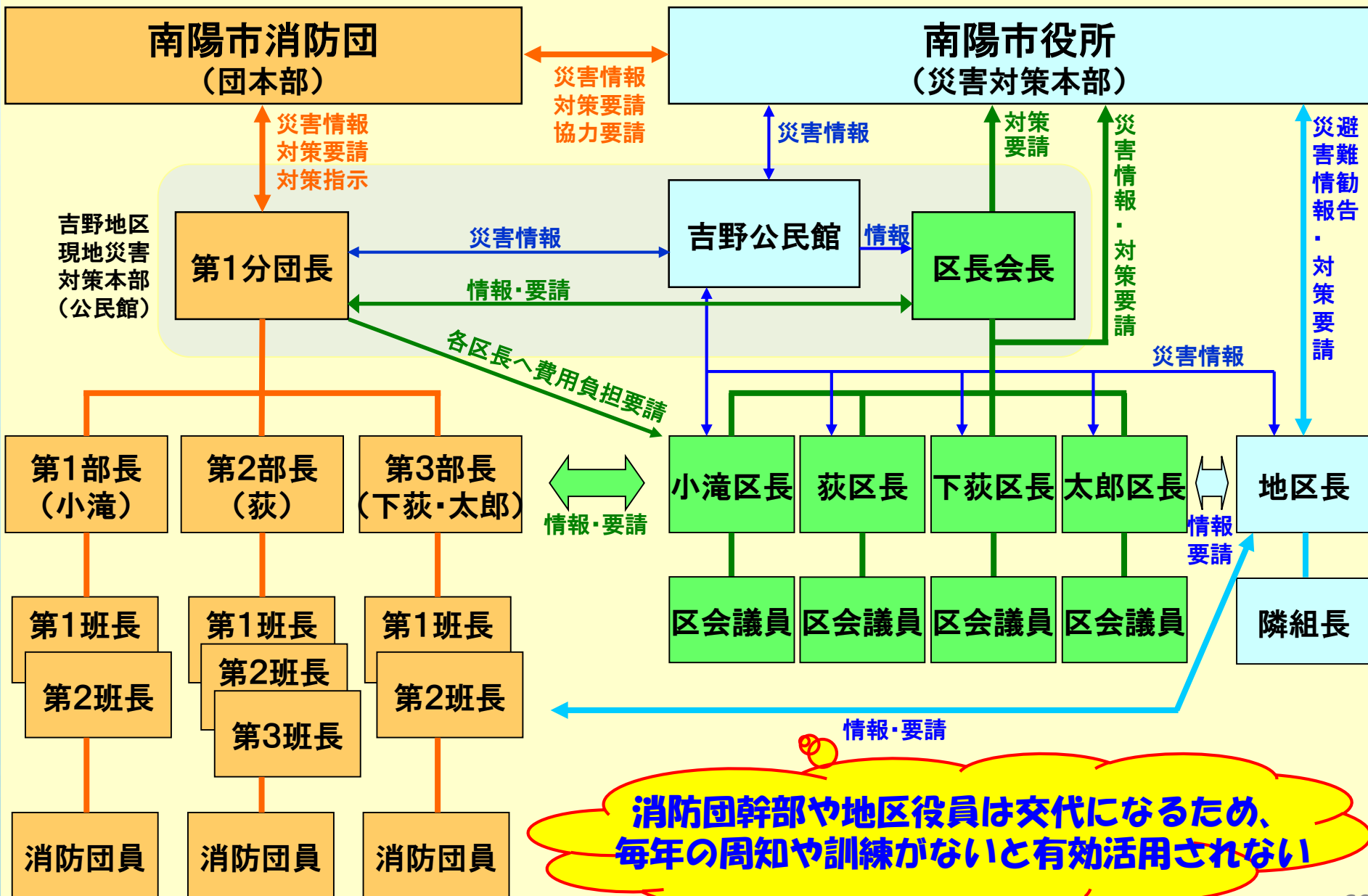
障害

↑ 障害者手帳をお持ちの方は、○を付けて山側に折ってください

地 区 名 (○を付けてください)	赤山 筋 酒町 東向 新屋敷 宮ノ下				
避 難 先 (○を付けてください)	地区会館 吉野公民館 荻小学校 自宅避難				
氏 名	荻 花 子			性別	男 女
年 齢 (○を付けてください)	10才未満	10代	20代	30代 80代	40代 90才以上
避難支援名簿作成 (○を付けてください)	同意する 必要ない				
家族などの連絡先	氏名 荻 太 郎 TEL(携帯) 9999-99-9999				
必要な 避難支援の内容 (○を付けてください)	☐ 薬や医療器具使用の配慮必要 ☐ 電源必要 ☒ 歩行介助を行ってほしい ☐ 車椅子介助を行ってほしい ☐ その他 ()				
その他特記事項	ペットの犬と猫を連れて避難したい。				

訓練では、外出が困難な方は無理をせず、「自宅避難」に○を付け、必要な避難支援の内容を記入する。
災害で土砂災害のおそれがあるときは必ず避難する。

消防団と自主防災組織の連携図(吉野地区の例)



安全最優先の水防活動

□ 一人ひとりの団員は

- ✓ 自分の身は自分で守る
- ✓ 決して無理をしない



□ 現場の指揮官は

- ✓ 指揮官としての安全管理

□ 幹部は

- ✓ 日ごろから安全教育に取り組む
- ✓ 安全最優先の組織風土づくり
- ✓ 公務外の活動には特に注意する

地域密着の消防団は、公務外の活動も期待され、ケガに備えた保険加入等が必要になる。

夜間の警戒(パトロール)後に市道崩落

夜間の活動は
特に危険！



避難所(吉野公民館)付近



アスファルト下の土砂流出



避難所(吉野公民館)付近の
橋は流木による越水で通行止

安全管理の基本

□ 災害現場における安全管理の基本

- ✓ 装備・資機材でできる範囲の活動をする
- ✓ 自分の技術・体力を超えた活動はしない
- ✓ 単独行動はしない
- ✓ **自分の身は自分で守る**
- ✓ 上司の命令に基づき行動する

□ 指揮官としての安全管理

- ✓ 危険の削除
- ✓ 単独行動の厳禁
- ✓ 無理な活動は厳禁
- ✓ 活動後の確認





END